

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）（本則関係）	1
○ 航空法関係手数料令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百十七号）（抄）（附則第二項関係）	4

○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第二条関係）				
八 法第 十八 条	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認する者	ロ その他の航空機	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認の承認を申請する者	十一万二千五百円（電子承認申請の場合） 十三万七千七百円
			イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認の承認を申請する者	十一万二千五百円（電子承認申請の場合） 十三万七千七百円
			イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認の承認を申請する者	十一万二千五百円（電子承認申請の場合） 十三万七千七百円

別表第一（第二条関係）				
八 法第 十七 条	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認する者	ロ その他の航空機	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認の承認を申請する者	十一万二千五百円（電子承認申請の場合） 十三万七千七百円
			イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認の承認を申請する者	十一万二千五百円（電子承認申請の場合） 十三万七千七百円
			イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認の承認を申請する者	十一万二千五百円（電子承認申請の場合） 十三万七千七百円

九 法第 二十条 第一項 の事業 場の認 定を申 請する 者	(削る)	第三項 の承認 を申請 する者	に係る設計及び設計後の検査をした 航空機	請の場合にあ つては、七万 千二百円)
		ロ その他の航空機	十一万六百元 (電子承認申 請の場合にあ つては、十一 万二千二百円)	
イ 初めて認定を申請する場合				六十万四千七 百元(電子情 報処理組織に より認定を申 請する場合(以 下この号に おいて「電子 認定申請の場 合」という。)にあつては 、六十万四千 二百円)

十 法第 二十条 第一項 の事業 場の認 定を申 請する 者	九 法第 十八条 第一項 の予備 品証明 を申請 する者	第二項 の承認 を申請す る者	に係る設計及び設計後の検査をした 航空機	請の場合にあ つては、七万 千二百円)
		ロ その他の航空機	十一万六百元 (電子承認申 請の場合にあ つては、十一 万二千二百円)	
イ 初めて認定を申請する場合				六十万四千七 百元(電子情 報処理組織に より認定を申 請する場合(以 下この号に おいて「電子 認定申請の場 合」という。)にあつては 、六十万四千 二百円)

<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる設計に基づき修理又は改造をする航空機について法第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする場合における手数料の額は、この表第六号に掲げる額から十三万八千二百円を控除した額とする。</p> <p>イ 法第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十八条第一項若しくは第三項の承認を受けた設計</p> <p>ロ (略)</p>	<p>ロ その他の場合</p> <p>二十四万三千六百円(電子認定申請の場合にあつては、二十四万三千百円)</p>
<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる設計に基づき修理又は改造をする航空機について法第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする場合における手数料の額は、この表第六号に掲げる額から十三万八千二百円を控除した額とする。</p> <p>イ 法第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十七条の二第一項若しくは第三項の承認を受けた設計</p> <p>ロ (略)</p>	<p>ロ その他の場合</p> <p>二十四万三千六百円(電子認定申請の場合にあつては、二十四万三千百円)</p>

○ 航空法関係手数料令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百十七号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第一第一号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）証明を申請する場合（以下「電子証明申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子証明申請の）を」（電子申請による）に改め、同表第二号中「電子証明申請の」を「電子申請による」に改め、同表第三号中「電子情報処理組織により承認を申請する場合（以下「電子承認申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子承認申請の）を」（電子申請による）に改め、同表第四号、第五号、第七号及び第八号中「電子承認申請の」を「電子申請による」に改め、同表第九号中「電子情報処理組織により認定を申請する場合（以下この号において「電子認定申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子認定申請の）を」（電子申請による）に改める。</p> <p>（略）</p>	<p>航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第一第一号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）証明を申請する場合（以下「電子証明申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子証明申請の）を」（電子申請による）に改め、同表第二号中「電子証明申請の」を「電子申請による」に改め、同表第三号中「電子情報処理組織により承認を申請する場合（以下「電子承認申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子承認申請の）を」（電子申請による）に改め、同表第四号、第五号、第七号及び第八号中「電子承認申請の」を「電子申請による」に改め、同表第九号中「電子証明申請の」を「電子申請による」に改め、同表第十号中「電子情報処理組織により認定を申請する場合（以下この号において「電子認定申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子認定申請の）を」（電子申請による）に改める。</p> <p>（略）</p>